

令和8年第1回可児市農業委員会総会議事録

開催日時	令和8年1月5日（月）午後2時00分から午後3時15分
開催場所	庁舎5階全員協議会室
農業委員	大澤 宏保、中村 茂、奥田 正人、勝野 仁司、山本 富義、柴田 智弘、 近藤 辰夫、奥村 武司、伊藤 卓、竹谷 益孝、玉田 好二、奥村 保彦、 田中きょうこ
農地利用最適 化推進委員	江口 利広、津田 誠、山本 寛、國枝 悟、鈴木 泰示、鈴木 好則、 奥村 松市、酒向 崇好、三宅 静喜
欠席委員	菱川 幸夫
事務局	局長 飯田 好晴、課長 大津 誠、係長 山口 嘉之、会計年度職員 前田 晃
議案	第1号 農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に 対する許可について 第2号 農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請に対する意見について 第3号 農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用 許可申請に対する意見について 第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見に ついて 第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による農用地利用集積等 促進計画素案に対する意見について
議長	新年あけましておめでとうございます。 会長が欠席のため、副会長の中村が議長を務めさせていただきます。 議事進行にご協力をお願いいたします。 開会に先立ち、事務局から発言を求められています。事務局お願いします。
局長	新年のあいさつ
議長	令和8年第1回可児市農業委員会総会を招集しましたところ、委員各位には、公私共に 大変ご多忙の中をご参集賜りまして、誠にありがとうございます。 本日の農業委員の出席は、1番、菱川幸夫委員から欠席届が提出されておりますので、 13名で定足数に達しております。 また、推進委員の出席は、9名です。 これより令和8年第1回可児市農業委員会総会を開会いたします。 それでは、議事に入ります。 本日の日程は、お手元に配付しました議案のとおりとなっております。 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。 本日の署名委員は、議長において指名することにご異議ございませんか。
委員	【異議なしの声多数】
議長	それでは、8番近藤辰夫委員、13番奥村保彦委員の両名を指名します。

議長 続きます。日程第2、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可についてを議題といたします。

事務局 それでは、事務局に説明を求めます。

事務局 日程第2、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請について説明します。

事務局 今月の申請は、売買による所有権移転2件です。

事務局 受付番号1番は、土田の方と土田の方との間における売買による所有権移転です。

事務局 土田地内において、譲受人は所有する農地の近隣にある申請地を取得して、営農の効率化を図るとのことです。

事務局 詳細については、資料のとおりです。

事務局 受付番号2番は、東帷子の方と愛知県春日井市の方との間における売買による所有権移転です。

事務局 東帷子地内において、譲受人は農家住宅に隣接する周辺の申請地を取得して、新規就農するとのことです。

事務局 詳細については、資料のとおりです。

事務局 本案件は、申請地に隣接する農家住宅を取得して可児市に移住し、農業も始めるとのことです。

事務局 以上の案件は、農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件をすべて満たしているため、権利の移動は妥当と考えます。

議長 只今、事務局から説明がありました。地元委員からの発言を求めます。

奥田委員 農業委員4番の奥田から現地確認の報告をします。

奥田委員 土田下畑、国道41号線、中濃大橋袂の農振農用地区域にある農地です。譲渡人は、相続により農地を取得しましたが耕作管理ができなくなってきたため処分することとなりました。現地は梅木が植えられた梅畑と畑で、譲受人は隣接地を耕作しており、今後も管理、耕作されますので、問題ないと思います。

議長 受付番号2番、東帷子をお願いします。

勝野委員 農業委員5番の勝野から現地確認の報告をします。

勝野委員 東帷子古瀬地内にあり、過去に酪農をされていた農家住宅の周辺にある農地です。譲渡人は相続により宅地と農地を取得しましたが、売ることとなり、宅地である住宅敷地と隣接する農地を譲受人である春日井市に居住する外国籍の方が一括購入し、住宅を改修後移住し生活されると聞いています。取得後は野菜等を作付けして耕作される計画で、問題ないと思います。

議長 只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

委員 【意見・質問なし】

議長 ご意見もないようですのでお諮りいたします。

議長 議案第1号について、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

委員	長	<p>【異議なしの声多数】</p> <p>異議ないものと認め、議案第1号は、原案のとおり許可することに決しました。</p>
議	長	<p>続きまして、日程第3、議案第2号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請に対する意見についてを議題といたします。</p> <p>それでは、事務局に説明を求めます。</p>
事務局		<p>日程第3、議案第2号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請について説明します。</p> <p>今月の申請は、1件です。</p> <p>受付番号1番は、今渡の方が農地転用の許可を求めるもので、今渡地内で、隣接地を一体利用して共同住宅1棟の建築と駐車場を整備するとのことでした。</p> <p>立地基準判定は、第3種農地となります。</p> <p>その他、一般基準判定等については資料のとおりです。</p> <p>周辺農地への被害防除策は、コンクリートブロック及び擁壁を設置するとのことでした。</p> <p>本案件は、開発協議が必要な案件で、まちづくり条例による協議が進められています。</p> <p>駐車場敷地については、平成8年の相続以前より、申請者の父が農地法による許可を得ず、アパート入居者の駐車場として使用していたため、始末書が提出されています。</p> <p>本案件は、周辺への影響には十分注意を払い施工するとともに、万一の場合は責任をもって対処し、一切の迷惑をかけないとなっております。</p>
議	長	<p>只今、事務局から説明がありましたが、地元委員からの発言を求めます。</p> <p>受付番号1番、今渡をお願いします。</p>
江口委員		<p>推進委員1番の江口から現地確認の報告をします。</p> <p>受付番号1番は、今渡、蘇南中学校の南西にある農地を、古いアパートを壊して、今回の申請地と一体利用して共同住宅1棟を建築すると共に駐車場で利用するための転用申請です。申請地の一部はすでに駐車場として利用されていたため、始末書が提出されています。雨水は側溝を新設され、土地改良区の排水路へ排水されるため同意書が得てあります。上下水道とも整備されております。開発協議が必要な案件で、市と協議を進めていて、転用されても問題ないと思います。</p>
議	長	<p>只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。</p>
委員	長	<p>【意見・質問なし】</p> <p>ご意見もないようですのでお諮りいたします。</p> <p>議案第2号について、原案のとおり許可相当として、市に進達することにご異議ございませんか。</p>
委員	長	<p>【異議なしの声多数】</p> <p>異議ないものと認め、議案第2号は、原案のとおり許可相当として、市に進達することに決しました。</p>
議	長	<p>続きまして、日程第4、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設</p>

定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見についてを議題といたします。

なお、受付番号5番の案件は、書類不備のため審議先送りとなっております。

また、受付番号2番の案件が、日程第5、議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見についての受付番号1番と関連しておりますので、併せて審議します。

また、受付番号10番の案件が、農業委員6番の山本富義委員が関係者であるため、農業委員会等に関する法律第31条による議事参与の制限により、関係する案件の審議に加わることができません。

したがって、5条、受付番号1番から4番、6番から9番、11番から15番及び事業計画変更受付番号1番について先に審議を行い、受付番号10番については、山本富義委員の退席後に審議を行います。

それでは、事務局に説明を求めます。

事務局

日程第4、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請について説明します。

申請の内訳は、売買による所有権移転14件です。

併せまして、日程第5、議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について説明します。

申請の内訳は、事業計画の変更1件です。

それでは、5条案件から順序説明します。

受付番号1番は、今渡の方と御嵩町の方が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、今渡地内で、共同住宅1棟を建築するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロック及び擁壁を設置するとのことです。

受付番号2番は、八百津町の方と美濃加茂市の方が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、川合北地内で、隣接地を一体利用して、美容業の駐車場敷地にするとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、造成や建築工事等は行わず、現状と変更なしとのことです。

本案件は、11月に5条案件として審議、許可した案件の一部で、境界立ち合いにより一部越境していることが判明したため申請された案件です。申請地については、平成27年8月より農地法の許可を得ず、駐車場敷地として一体利用していたため、始末書が提出されています。

本案件は、事業計画変更、受付番号1番と同時申請となりますので、併せて説明します。

事業計画変更、受付番号1番は、転用申請の内容は、5条、受付番号2番と同じになりますので、省略します。事業計画が変更に至った経緯等を説明します。

当初事業計画者は、転用許可後に所有権移転登記を済ませ、計画どおり申請地に一般個人住宅を建築する予定でしたが、境界立ち合い時に西側に隣接する駐車場が、申請地に越境していることが判明したため、分筆して、所有権移転することとなり、事業計画の変更を申請された案件となります。

受付番号3番は、奈良県橿原市の方と下恵土の方が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、下恵土地内で、一般個人住宅を建築するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。

受付番号4番は、下恵土の方と下恵土の方が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、下恵土地内で、一般個人住宅及び資材置場を整備するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリート擁壁を設置するとのことです。

受付番号5番は、審議先送りとなっております。

受付番号6番は、下恵土の方と美濃加茂市の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、下恵土地内で、1区画に宅地分譲するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロック及びフェンスを設置するとのことです。

本案件は、中央部に地下埋設物として、市が管理するボックスの雨水排水路があるため、一体利用ができない事から、別々に利用する計画となっております。

受付番号7番は、岐阜市の方と土田の方が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、土田地内で、隣接地を一体利用して、一般個人住宅の敷地にするとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、造成や建築工事等は行わず、現状と変更なしとのことです。

本件は、平成元年6月に申請地西側を造成した際に、境界を誤認し、東側に隣接する農地にはみ出す形で宅地として使用していたことが判明したため、今回、是正として転用申請を提出することになりました。また、合わせて始末書が提出されています。

受付番号 8 番は、東帷子の方外 1 名と坂戸の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、東帷子地内で、建築条件付きで 3 区画に宅地分譲するとのことです。

立地基準判定は、第 2 種農地となります。

代替地を検討しましたが、申請地に代えて目的を達成できないとのことです。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリート擁壁を設置するとのことです。

令和 7 年 10 月 29 日付けで農振除外がされています。

受付番号 9 番は、東帷子の方と長坂の方が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、東帷子地内で、貸し歯科診療所を建築するとのことです。

立地基準判定は、第 2 種農地となります。

代替地を検討しましたが、申請地に代えて目的を達成できないとのことです。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。

令和 7 年 10 月 29 日に農振除外されています。

受付番号 10 番は、後ほど審議いたします。

受付番号 11 番は、矢戸の方と緑ヶ丘の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、矢戸地内で、隣接地を一体利用して、建築業の資材置場を整備するとのことです。

立地基準判定は、第 2 種農地となります。

隣接する既存施設敷地を拡張するものであり、申請地に代えて目的を達成できないとのことです。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、隣接地に農地はありません。

受付番号 12 番は、広見の死亡者の相続財産清算人と広見の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、広見地内で、隣接地を一体利用して、食品販売業店舗、駐車場を整備するとのことです。

立地基準判定は、第 3 種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、隣接地の農地はありません。

本案件は、都市計画法に基づく開発協議が必要な案件で、事前協議中です。

亡くなった土地所有者の財産を相続する者がいなかったため、弁護士が相続財産清算人となっているものです。

また、令和 7 年 1 月 9 日に農振除外がされています。

受付番号 13 番は、春日井市の方と緑ヶ丘の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、石井地内で、隣接地を一体利用して、一般個人住宅の庭及び資材置場を整備するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリート擁壁を設置するとのことです。

受付番号14番は、土田の方と徳野南の方が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、石井地内で、隣接地を一体利用して、建築業の貸資材置場を整備するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。

本件は、昭和52年頃より、農地法の許可を得ず、住宅敷地の一部として使用していたため、始末書が提出されています。

受付番号15番は、石井の方外1名と美濃加茂市の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、石井地内で、建築条件付きで6区画に宅地分譲するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロック及び擁壁を設置するとのことです。

本案件は、都市計画法に基づく開発協議が必要な案件で、協議中です。

また、令和7年10月29日に農振除外がされています。

以上の各案件は、周辺への影響には十分注意を払い施工するとともに、万一の場合は責任をもって対処し、一切の迷惑をかけないとなっております。

議 長

只今、事務局から説明がありましたが、地元委員からの発言を求めます。

受付番号1番、今渡をお願いします。

江 口 委 員

推進委員1番の江口が受付番号1番の案件について報告します。

受付番号1番は、今渡の鳴子公園東の土地改良区域内にある農地に共同住宅1棟を建築するための転用申請です。隣接所有者への説明も済み、被害防除策としてコンクリートブロックを設置されます。土地改良区の同意、排水同意も得られています。雨水は、土地改良区の排水路への排水、上下水道とも整備されており、転用されても、問題ないと思います。

議 長

受付番号2番及び事業計画変更、受付番号1番、川合北をお願いします。

大 澤 委 員

農業委員2番の大澤が受付番号2番及び事業計画変更受付番号1番の案件について報告します。同一地ですので併せて説明いたします。11月に審議いただきました案件について、境界確認を行ったところ、ブロック一枚分越境して駐車場敷地として使用していたため、分筆され、始末書を添付して申請された案件となり、現状のまま使用されますので、問題ないと思います。

議長
江口委員

受付番号3番、4番及び6番、下惠土お願いします。

推進委員1番の江口が受付番号3番、4番及び6番の案件について報告します。

受付番号3番は、下惠土にあります、こども発達支援センターくれよんの西にある農地に一般個人住宅を建築するための転用申請です。面積が500㎡を超えていますが、旗竿の進入路部分があるためであります。隣接所有者への説明も済み、被害防除策としてコンクリートブロックを設置されます。雨水は、土地改良区の排水路への排水、上下水道とも整備されており、転用されても、問題ないと思います。

受付番号4番は、下惠土東上屋敷地内、可茂消防の南署の北東にある農地で、一般個人住宅の建築と自分が経営する事業の資材置場として利用するための申請です。隣接者への説明も済み、周囲にはコンクリートブロックを設置されます。住宅の雨水は、浸透枡を設置して処理され、資材置場部分は自然浸透となります。上下水道は東側市道に整備されており、転用されても、問題ないと思います。

受付番号6番は、下惠土国道248号線バイパス徳野南の交差点から、旧248号線を東に150mほどの場所にあり、中央の地下の水路があるため分断された農地を宅地分譲するための転用申請です。南側は駐車場として造成され、北側は、住宅敷地として造成される計画です。周囲にはコンクリートブロックを設置され、雨水は市が管理する排水路への排水、上下水道とも整備されています。住宅敷地としては極小ですが、住宅が建築できれば、転用されても、問題ないと思います。

議長
奥田委員

受付番号7番、土田お願いします。

農業委員4番の奥田が受付番号7番の案件について報告します。

受付番号7番は、土田下切地区にある農地で、住宅の一部として使用されていたため始末書が提出されている面積が4㎡ほどの案件です。現状のまま使用されますので、転用されても、問題ないと思います。

議長
勝野委員

受付番号8番、9番、東帷子お願いします。

農業委員5番の勝野が受付番号8番、9番の案件について報告します。

受付番号8番は、東帷子地内、名鉄広見線西可児駅から東へ400mほどのところにある農地で、令和7年10月に建築条件付き宅地分譲で農振除外された案件の転用申請です。

農振除外と同じ申請目的で3区画に造成されます。周囲への説明も済み、土地改良管理組合の同意も得てあります。雨水は道路側溝への排水、上水道は整備されていますが、生活排水は、合併浄化槽の設置となります。以上のことから、転用されても、問題ないと思います。

受付番号9番は、東帷子古瀬地内の土地改良施工区域内にある農地で、令和7年10月に歯科診療所の建築で農振除外された案件の転用申請です。農振除外と同じ転用目的で歯科診療所を建築されます。周囲への説明も済み、土地改良管理組合の同意も得てあります。

雨水は道路側溝への排水、上下水道とも整備されています。以上のことから、転用されても、問題ないと思います。

議長
國枝委員

受付番号11番、矢戸お願いします。

推進委員4番の國枝が受付番号11番の案件について報告します。

受付番号11番は、矢戸横市地内にある農地で、奥側を建築業の資材置場として利用し

ていますが、市道沿いに一部農地が残っているため、今後一体利用するために転用申請された案件です。面積も小さく、資材置場としての利用で、雨水は自然浸透、上下水道の利用もないため、転用されても、問題ないと思います。

議 長
奥村(保)委員

受付番号 12 番、広見をお願いします。

農業委員 13 番の奥村が受付番号 12 番の案件について報告します。

受付番号 12 番は、広見の大型ドラッグストアの一角に残っていた農地で、土地所有者が亡くなれば相続する者がいなかったため、弁護士が相続財産清算人となり、処分されることとなり、譲受人が購入して、自社の販売店舗と駐車場を整備されるための申請です。

土地改良管理組合の同意も得てあり、雨水は、周囲が店舗敷地として開発されていて排水先がないため、浸透枡を多く設置して処理され、上下水道は整備されており接続して使われます。以上のことから、転用されても、問題ないと思います。

議 長
三宅委員

受付番号 13 番から 15 番、石井をお願いします。

推進委員 9 番の三宅が受付番号 13 番から 15 番の案件について報告します。

受付番号 13 番は、石井地内の住宅の奥にある農地を、住宅と共に購入され、住宅の庭と会社の資材置場として整備するための転用申請です。隣接者への説明も済み、被害防除策としてコンクリート擁壁を設置されます。庭、資材置場として利用されますので雨水は自然浸透、上下水道の利用はありません。農業用施設への影響もないため、転用されても、問題ないと思います。

受付番号 14 番は、同じく石井地内の住宅の奥にある農地を、譲受人が住宅と共に購入し、譲受人が経営する事業の資材置場として利用するための転用申請です。周囲には農地はありませんが、被害防除策としてコンクリートブロックを設置されます。資材置場として利用されますので雨水は自然浸透、上下水道の利用はありません。農業用施設への影響もないため、転用されても、問題ないと思います。

受付番号 15 番は、こちらも石井地内の土地改良区域内の農地を、令和 7 年 10 月に建築条件付き宅地分譲で農振除外された案件の転用申請です。農振除外と同じ転用目的で 6 区画に造成されます。開発協議が必要な案件となり、現在協議が進められていると聞いています。土地改良管理組合の同意も得てありますし、隣接する市道には道路側溝が敷設されます。上水道は整備して利用できますが、下水道については、勾配の関係から利用できないため、浄化槽を設置しての処理となります。農業用施設への影響もないため、転用されても、問題ないと思います。

議 長

只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

奥村(保)委員

受付番号 9 番の案件について、農振除外申請時の除外目的は、歯科診療所であったはずだが、転用申請時の転用目的が貸歯科診療所となっているが、理由は何かありますか。

事務局

農振除外申請時の事業者と転用申請時の譲受人は同一者であり、除外目的、転用目的も歯科診療所を建築することは同じであり転用申請については、問題はございません。

ただ、建築された歯科医院の運営が個人であるか、譲受人が運営する医療法人が運営するかの違いにより替わってくるため、今回は除外後に医療法人が歯科医院を運営することとなり、個人が建築した診療所を医療法人が運営することとなったため、貸歯科診療所と

なっています。

議 長 受付番号2番、7番の案件において、境界が誤っており、コンクリートブロック一個分の
 事務 局 中の転用申請となっているが、転用申請時に境界立会を行い確定はしていないのか。

議 長 転用申請時や工事施工時までには境界確定はしていると思いますが、工事施工時に業者
 事務 局 が誤って施工したと考えられます。また、分筆を必要とする案件についても境界確定は必要
 議 長 受付番号4番の案件について、雨水排水の処理が浸透枘となっているが、勾配があり、
 事務 局 東側にある可児土地改良区管理の用水路に流入することはないのか。土地改良区との協議
 議 長 この案件では、勾配があり東側の可児土地改良区管理の用水路に雨水が流入することは
 事務 局 考えられます。申請地は、土地改良区のエリア外であり、協議書は添付されていません。
 議 長 転用により周辺農地や農業用施設への影響が出る場合には、転用事業者が責任をもって
 事務 局 対処し、一切の迷惑をかけないとなっているため、事業者で対応することとなります。

議 長 この案件は、申請地が高い位置で勾配があり、雨水の表面水が土地改良区の排水路へ流
 事務 局 入し影響が出ることが予想されるため、事前に協議をしてもらうよう指導できないか。

議 長 また、他の地域でも同様なことが予想される場合は、事前に協議をしてもらうよう、事
 事務 局 務局から指導や協議をしてもらえないか。

議 長 今回のような案件は、今後も発生すると思いますので、事前に把握できれば、指導や協
 事務 局 議をするよう検討をしていきます。

議 長 合併浄化槽を設置する案件として、受付番号8番、15番の案件があるが、公共下水道へ
 事務 局 接続できない理由があり、やむを得ないと思いますが、設置後の維持、管理についてどう
 議 長 なるのか。

議 長 合併浄化槽を設置した場合の維持管理については、他法令で定められていますので、設
 事務 局 置者が法令に則って、点検管理をしていくこととなり、法律により担保されると思います。

議 長 他に何かご意見、ご質問はございませんか。

議 員 【意見・質疑なし】

議 長 ご意見も無いようですのでお諮りいたします。

議 員 議案第3号、受付番号1番から4番、6番から9番及び11番から15番は、許可相当と
 議 長 して、議案第4号は、承認相当として、それぞれ市に進達することにご異議ございませ
 議 員 ぬか。

議 員 【異議なしの声多数】

議 長 異議ないものと認め、議案第3号、受付番号1番から4番、6番から9番及び11番か
 議 員 ら15番は、許可相当として、議案第4号は、承認相当として、それぞれ市に進達するこ
 議 長 とに決しました。

議 長 続きまして、議案第3号、受付番号10番を議題といたします。それでは、山本富義委
 議 員 員の退席を求めます。

議 員 【山本富義委員 退席】

議 長 それでは、事務局に説明を求めます。

事務局	<p>受付番号 10 番は、塩の方と下恵土の方が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。</p> <p>転用事業者は、塩地内で、一般個人住宅を建築するとのことです。</p> <p>立地基準判定は、第 2 種農地となります。</p> <p>代替地を検討しましたが、申請地に代えて目的を達成できないとのことです。</p> <p>その他、一般基準判定等については資料のとおりです。</p> <p>周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。</p> <p>令和 7 年 10 月 29 日に農振除外されています。</p> <p>本案件は、周辺への影響には十分注意を払い施工するとともに、万一の場合は責任をもって対処し、一切の迷惑をかけないとなっております。</p>
議長	<p>只今、事務局から説明がありましたが、地元委員からの発言を求めます。</p> <p>受付番号 10 番、塩お願いします。</p>
國枝委員	<p>農業委員 4 番の國枝が受付番号 10 番の案件について報告します。</p> <p>受付番号 10 番は、塩の春里小学校の北、土地改良区域内の農地で、令和 7 年 10 月に一般個人住宅の建築で農振除外された案件の転用申請です。農振除外と同じ転用目的で一般個人住宅を建築されます。周囲への説明も済み、土地改良管理組合の同意も得てあります。雨水は土地改良区の排水路への排水となり、排水同意も得てあります。上下水道とも整備されています。以上のことから、転用されても、問題ないと思います。</p>
議長	<p>只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。</p>
委員	<p>【意見・質疑なし】</p>
議長	<p>ご意見も無いようですのでお諮りいたします。</p> <p>議案第 3 号、受付番号 10 番について、許可相当として、市に進達することにご異議ございませんか。</p>
委員	<p>【異議なしの声多数】</p>
議長	<p>異議ないものと認め、議案第 3 号、受付番号 10 番は、許可相当として、市に進達することに決しました。</p> <p>それでは、山本富義委員の議事参加を認めます。</p> <p>【山本富義委員 着席】</p>
議長	<p>続きまして、日程第 6、議案第 5 号、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項による農用地利用集積等促進計画素案に対する意見についてを議題といたします。</p> <p>それでは、事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>日程第 6、議案第 5 号、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項による農用地利用集積等促進計画素案に対する意見について説明します。</p> <p>別葉の議案第 5 号をご覧ください。</p> <p>受付番号 1 番について、下恵土の方が更新で、農地中間管理機構を経由し、長坂の法人と使用貸借権を設定する計画となっております。</p> <p>受付番号 2 番について、下切の方が新規で、農地中間管理機構を経由し、愛知県江南市</p>

の方と使用貸借権を設定する計画となっています。

なお、江南市の方は、可児市土田で養蜂業を主にされている認定農業者ですが、申請時住民票が江南市となっていたため、江南市の住所となっています。

土地の概要等については、いずれも資料のとおりです。

使用貸借の期間は、いずれも令和8年1月31日から令和13年1月30日までの5年間です。

議 長 只今、事務局から説明のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

委 員 【意見・質疑なし】

議 長 ご意見も無いようですのでお諮りいたします。

議案第5号について、意見なしとして、市に報告することにご異議ございませんか。

委 員 【異議なしの声多数】

議 長 異議ないものと認め、議案第5号は、意見なしとして、市に報告することに決しました。

議 長 以上をもちまして、本日の総会に付議された議案の審議はすべて終了いたしました。

議 長 続きまして、農地法関連の報告事項及び連絡事項について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 それでは、報告及び連絡事項について、説明いたします。

1. 農地の適正管理の12月指導分について報告します。

別添資料1をご覧ください。(件数6件)

農地所有者に対して、農地を適正に管理するよう書面にて指導を行いました。

2. 農地の形状変更(水田の畑地転換又は盛土・切土)の届出書の12月届出分です。

届出はありませんでした。

3. 農業用施設の届出書の12月届出分です。

届出はありませんでした。

4. 農地台帳非登載確認申請について報告します。

別添資料2をご覧ください。(件数2件)

5. 12月中に届出のあった農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、報告します。

2件の届出がありました。

田 1筆 2,287.00㎡ 畑 4筆 903.00㎡ 合計 5筆 3,190.00㎡

6. 次期農業委員・推進委員の選出について

別添資料3で説明

添付資料を配布

12月中旬 各自治連合会会長、JAめぐみの各支店長へ配布

1月末までに 各農事改良組合長へ配布予定

7. 農業委員・推進委員研修会について

日時：1月16日 金曜日 13:00～16:00

場所：関市会場

集合場所；中恵土地区センター 11時30分までに集合

出欠確認と集合場所、時間の最終確認

8. 今後の日程について説明します。

次回の現地確認は1月29日の木曜日を予定しています。

また、令和8年第2回農業委員会総会は、令和8年2月4日水曜日に午後2時から
庁舎5階全員協議会室で開催を予定しています。

9. その他

・2026年の農業委員手帳の配布

・コメの価格について意見交換

生産者として意見を発言

中立委員として意見を発言

議 長
奥村(武)委員
田中委員

議 長

これをもちまして、令和8年第1回可児市農業委員会総会を閉会いたします。

委員各位には、各案件について慎重に審議を賜り、誠にご苦勞様でございました。

また、会長が欠席により議長を務めさせていただきましたが、委員皆様のご協力により無事に総会を終了することが出来ました、ご協力ありがとうございました。